

演題6. 老人保健法に基づく歯周疾患検診の有用性

○岸 光男, 相沢 文恵, 阿部 晶子
米満 正美

岩手医科大学歯学部予防歯科学講座

平成12年度より、老人保健法が改正され、従来総合健康診査の中の診査項目であった歯周疾患検診が健康診査の中で独立した位置づけとなった。また、国民の健康づくり指針である「健康日本21」においては歯周疾患検診のデータを念頭に置いた歯科保健目標が掲げられている。これまで成人の歯科保健データの取得は主として職域において行われてきたが、今後、この歯周疾患検診の資料が我が国の成人歯科保健の現況を示すものになると思われる。そこで今回我々は、岩手県某町における老人保健法改正1年目の歯周疾患検診データを、平成11年歯科疾患実態調査と比較すると共に、データ相互の関連を分析し、老人保健法に基づく歯周疾患検診の歯科保健上の有用性を検討した。その結果、受診者の97%の者がCPI処置ニーズを有しており、CPIコードの高い者が占める割合が実態調査に比べて高いなど、調査対象町の歯科疾患上の問題点は歯周疾患であることが示された。また、受診者の年齢別比較では、50歳集団は41歳集団に比べ、歯種特異的に喪失歯、CPI処置ニーズが高いことが示された。さらに口腔内状況と口腔への満足度との関連では、50歳集団でCPI処置ニーズが高いと歯や口に関する満足度が低いという関連が有意に認められたが、齲蝕数や喪失歯数と満足度の関連は認められなかった。さらに、いずれの年齢においても、齲蝕経験が多いほど、口腔清掃状態が良好である傾向が認められ、過去の歯科疾患罹患経験が現在の歯科保健行動の動機となっていることがうかがわれた。

以上より、老人保健法による歯周疾患検診の結果は、ある地域の口腔保健状況の全国値との比較、40歳から50歳への加齢による口腔へのリスクの判明といった疫学的研究に今後大きく寄与するものと考えられた。さらにこれまで歯科疾患の罹患経験が少なく、その重大性を認識することがなかった成人に対し、それを認知させるための機会としても有用であることが示唆された。

演題7. 定期歯科健診受診と歯科保健行動

○安藤 歩, 岸 光男, 相澤 文恵
米満 正美

岩手医科大学歯学部予防歯科学講座

近年、かかりつけ歯科医の役割として定期歯科健診の機能が重要視されている。2000年3月、厚生省（厚生労働省）は、「21世紀における国民健康づくり（健康日本21）」を提唱した。生活習慣病、一次予防を重視したこの運動の項目の1つに「歯の健康」も取り上げられ、成人歯科保健目標の中には「定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている者の割合を30%以上に増加させる」、「定期的に歯科検診を受けている者の割合を30%以上に増加させる」などのリスク低減目標が示されている。

この研究の目的は、現在どのような人が定期歯科健診を受けているのかを明らかにするとともに、定期歯科健診受診と歯科保健行動の関連性を検討することである。

平成13年8月13～19日、盛岡市中心地で一般市民を対象に「歯科保健についてのポスター展示」を実施し、来場した人に「歯の健康に関するアンケート調査」を無記名による自己回答形式で行った。質問項目は、「定期歯科健診」、「ホームケア」、「歯科医院を選ぶ動機」などを中心に18項目である。分析対象者は15歳以上の147名である。分析内容は定期歯科健診受診者と非受診者に分けそれぞれの項目について関連を検討した。

その結果、定期歯科健診受診者は年齢が高くなるにつれて多くなる傾向にあり、女性は男性に比べてよく受診する傾向にあった。また、フロスの使用や歯ブラシの選択理由、歯ブラシの交換時期などで、非受診者と比べた場合、定期歯科健診受診者の方が好ましい行動をとっていた。

以上のことより、定期歯科健診受診者は歯科保健への関心度が高く、日常の歯科保健行動も良好であり、今後、定期歯科健診の重要性の周知と、かかりつけ歯科医の意義についてもっと住民に理解してもらう努力が必要である。